

公園遊具の安全対策に係る財政支援に関する意見書

本市では、市民の健全な育成と生活の質の向上を目的として公園の整備及び維持管理に積極的に取り組んでいるところである。しかしながら、近年改定された公園遊具の安全基準により、浦添市に設置されている公園遊具のうち、およそ半数が基準を満たさず、使用停止を余儀なくされるという深刻な状況に直面している。公園遊具は、生活環境の形成や、子どもたちの健やかな成長を支える重要な社会基盤であり、又、公園の災害時の一時避難所としても活用できるよう、特に安全性の確保や老朽化した施設の更新は喫緊の課題となっている。

これまでも国からの各種財政支援を活用し、公園遊具等の設置・改修を進めてきたが、なお多くの施設において更新や新設の必要性が高く、市民からも早急な対応を求める声が高まっているところである。

本市の公園等においては、防衛省や国土交通省及び内閣府による補助等の活用を通じ、継続的な整備が不可欠であり、地域の安全と安心の確保と時代を担う子供たちの健全育成のため、より一層のご理解とご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

つきましては、国においても引き続き、当該公園遊具などの安全対策と施設整備に対し、必要かつ十分な財政支援を講じて頂くよう、強く要望する。

記

- 1 公園遊具施設の更新、安全対策、バリアフリー化等に係る事業について、地方自治体が円滑に実施できるよう、必要な国の予算措置を講じること。
- 2 老朽化に伴う撤去・新設だけでなく、地域の多様なニーズに対応した新たな施設整備についても対象とする支援制度とすること。
- 3 地方自治体の実情を十分に踏まえ、継続的かつ安定的な支援制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日

沖縄県浦添市議会

宛先

内閣総理大臣 防衛大臣 防衛省沖縄防衛局長 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）
国土交通大臣